

## 鳥取県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿1115-2	平成21年4月1日
静和会しらゆき有限公司	鳥取市千代水四丁目43	しらゆきデイサービスセンター	鳥取市千代水四丁目43	平成23年12月13日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	平成24年3月23日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
静和会しらゆき有限公司	鳥取市千代水四丁目43	しらゆきデイサービスセンター	鳥取市千代水四丁目43	平成23年12月13日
株式会社ハピネライフケア	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション	米子市米原七丁目2-18	平成24年3月23日